

青梅市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年6月9日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

建築基準法の一部改正に伴い、建築物にかかる容積率の算定方法を改めたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

青梅市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成31年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「エレベーターの昇降路の部分または共同住宅もしくは老人ホーム等の共用の廊下もしくは階段の用に供する」を「第5項各号に掲げる建築物の」に改め、同条第5項中「エレベーターの昇降路の部分または共同住宅もしくは老人ホーム等の共用の廊下もしくは階段の用に供する」を「次に掲げる建築物の」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) エレベーターの昇降路の部分
- (2) 共同住宅または老人ホーム等の共用の廊下または階段の用に供する部分
- (3) 住宅または老人ホーム等に設ける機械室その他これに類する建築物の部分（給湯設備その他の国土交通省令で定める建築設備を設置するためのものであって、市街地の環境を害するおそれがないものとして

国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。)で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上および衛生上支障がないと認めるもの

付 則

この条例は、公布の日から施行する。